

神奈川県立公文書館業務検証委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立公文書館の業務の改善を図るため、その業務を点検・検証する神奈川県立公文書館業務検証委員会(以下「検証委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検証委員会は、次の神奈川県立公文書館の業務について点検、検証し、意見を述べ、提言をまとめる。

- (1) 神奈川県立公文書館に求められる役割に関すること
- (2) 旧優生保護法関係文書の提供事案の検証および再発防止策に関すること
- (3) 歴史的公文書の選別方法及び公開(閲覧制限)基準等に関すること
- (4) 人材育成に関すること
- (5) その他神奈川県立公文書館の運営に係る課題に関すること

(組織)

第3条 検証委員会は、神奈川県立公文書館の業務に関する学識経験者及び有識者等5名の委員をもって構成する。

2 委員の任期は、検証委員会設置の日から平成31年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 検証委員会に、委員長1人を置く。

- 2 委員長は、構成員の互選により定める。
- 3 委員長は、検証委員会における意見を取りまとめる。
- 4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が代理する。

(会議)

第5条 検証委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検証委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第6条 検証委員会は、原則として公開とする。ただし、検証委員会が必要と認めた場合は、委員の総意により一部非公開とすることができる。

- 2 委員会の議事録等については、ホームページに掲載するなど、広く県民に情報提供するものとする。

(事務局)

第7条 検証委員会の事務局は、神奈川県政策局政策部情報公開広聴課及び神奈川県立公文書館に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。